

返戻金制度について

当社より紹介し採用された求職者（以下単に「求職者」とします）に係る雇用契約が短期間で終了した場合（求職者の自己都合により退職した場合に限ります）、求人者から申し受けた紹介手数料の一部を、原則として以下の割合で払い戻しいたします。

- ・ 入社後 1 ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の 50%
- ・ 入社後 3 ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の 25%
- ・ 入社後 6 ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の 10%

なお、払戻しの条件については、求人者と締結する人材紹介に関する契約書において定め、個別の契約により異なる定めをする場合があります。

許可番号 13—ユー—316834

事業所の名称及び所在地 株式会社 X—C l i m b

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号新宿センタービル 49 階